平成２９年（フ）第１４８６号
さいたま市緑区大字三室2097番地13
債務者　持田　　隆（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６６号
宮城県東松島市矢本字大溜167番地10
債務者　畠山みどり
1　決定年月日時　平成29年12月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２９年（フ）第１３９４号
埼玉県新座市栄３丁目６番37号　Ａ＆Ｔガーデンハウス405号室
債務者　椎木　正子
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４２０号
埼玉県川口市東領家２丁目21番19号　パル・スクエア弐番館102号、旧住所東京都足立区鹿浜３丁目３番７号　アベニューサイド７スズキ301
債務者　濱本　博文
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４７７号
さいたま市北区宮原町３丁目222番地３
債務者　根村　和枝
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５３４号
埼玉県上尾市大字上尾宿2110番地１　サンビレッジ上尾108
債務者　川合　　徹
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６０７号
埼玉県川口市飯原町２番20号　リアル川口101号
債務者　西舘　良雄
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６２７号
埼玉県所沢市狭山ケ丘２丁目614番地の123
債務者　木村あづさ
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３２３号
愛知県岡崎市真伝１丁目11番地１
債務者　山本まり子
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第４２１号
愛知県知立市新池３丁目27番地　レジデンスエヌ201号、前住所愛知県豊明市二村台５丁目１番地１　豊明団地１棟401号
債務者　ＢＥＮＡＶＩＤＥＳ　ＦＥＲＲＵＺＯ　ＤＥＮＮＩＳ　ＪＯＨＥＬ
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第４３２号
愛知県豊田市高岡町池端79番地50　メゾンヨシキ201号、前住所愛知県蒲郡市蒲郡町荒子60番地１　ハダジンマンション301号
債務者　稲吉　美香
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第５１４号
大阪府和泉市幸３丁目２番17号、住民票上の住所大阪府岸和田市八幡町11番17号
債務者　東村正一こと　鄭　　正一
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５２４号
大阪府岸和田市加守町４丁目23番26号ロンドールビレッジ307号、前住所大阪府岸和田市加守町１丁目18番17―202号
債務者　伊藤　洋明
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５３３号
大阪府泉南郡熊取町小垣内２丁目50番地の14
債務者　林　　敬子
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５３８号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡東２丁目16番13―701号
債務者　井手口金豊
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５４１号
大阪府貝塚市西町20番20―510号
債務者　大野真由美
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５４２号
大阪府和泉市伯太町１丁目10番23号
債務者　貝淵　美保
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係